



障害者差別解消法改正の概要について

1. 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

【施行日】 令和6年4月1日

【概要】 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

2. 改正内容

①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- [1]基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
- [2]国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
- [3]地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供	連携協力	支援措置
行政機関等 (国・地方公共団体等)	禁止	法的義務	連携の強化	支援措置の強化
民間事業者	禁止	努力義務 ↓ 法的義務	—	—

障害者差別解消法が変わります！



令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- ・表紙 …………… 1
- ・共生社会の実現に向けて …………… 2
- ・合理的配慮の提供とは …………… 4
- ・「合理的配慮」には対話が重要です！ …………… 6
- ・不当な差別的取扱いとは …………… 8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト …………… 10
- ・困ったときは …………… 12



合理的配慮とは…

「負担が重すぎない範囲で対応すること」

以下の3つを満たすものであることに留意する。

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと